

小・中・高等学校における 特別支援教育の進め方

みんなで支援

改訂版

高機能自閉症
の
児童生徒

特別支援学級
の
児童生徒

その他特別な
教育的支援を
必要とする
児童生徒

LD(学習障害)
の
児童生徒

ADHD
(注意欠陥 多動性障害)
の児童生徒



学校全体で 取り組むということ

一人一人の生きる力や児童生徒のニーズに対応するために学校全体で取り組むことが大切です。

児童生徒のつまずきの要因はいろいろであり、担任一人に対応するには限界があります。関係者が連携して児童生徒に必要な支援を検討することが必要です。

校内支援体制により、全職員で児童生徒を支援しましょう

学習面に
つまずきの
ある児童生徒

特別支援学級の
児童生徒

行動面に
つまずきの
ある児童生徒

担 任

その他特別な
教育的支援を
必要とする
児童生徒

対人関係に
つまずきの
ある児童生徒

課題の
共有

- ・職員室で相談
- ・学年で相談
- ・養護教諭に相談
- ・特別支援教育主任に相談
- ・教育相談担当に相談

など

校内委員会

- 実態把握
- 指導・支援方針策定
- 計画に基づいた具体的な支援
- 支援の評価と見直し

校内委員会とは

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、抱える課題について全職員の共通理解のもとに、学校全体でより適切な指導・支援をするための校内組織です。

**校内委員会では、
学校体制で支援していくために
有効な支援について検討します。**

- 校内の支援状況の情報を集約し支援の方向性を確かめます。
- 事例について検証・検討をして具体的な支援を考えます。
- 校外の関係機関との連携が必要かどうか検討します。

留意点 1

個人情報の取り扱いには十分に留意し、関係者が共通理解を図る上で必要な情報を共有し、検討しましょう。



特別支援教育主任とは

LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害により、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行なうために、学校内の支援体制を整えるとともに、外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在です。

**特別支援教育主任は、
必要に応じて各事例に関わっていきます。**

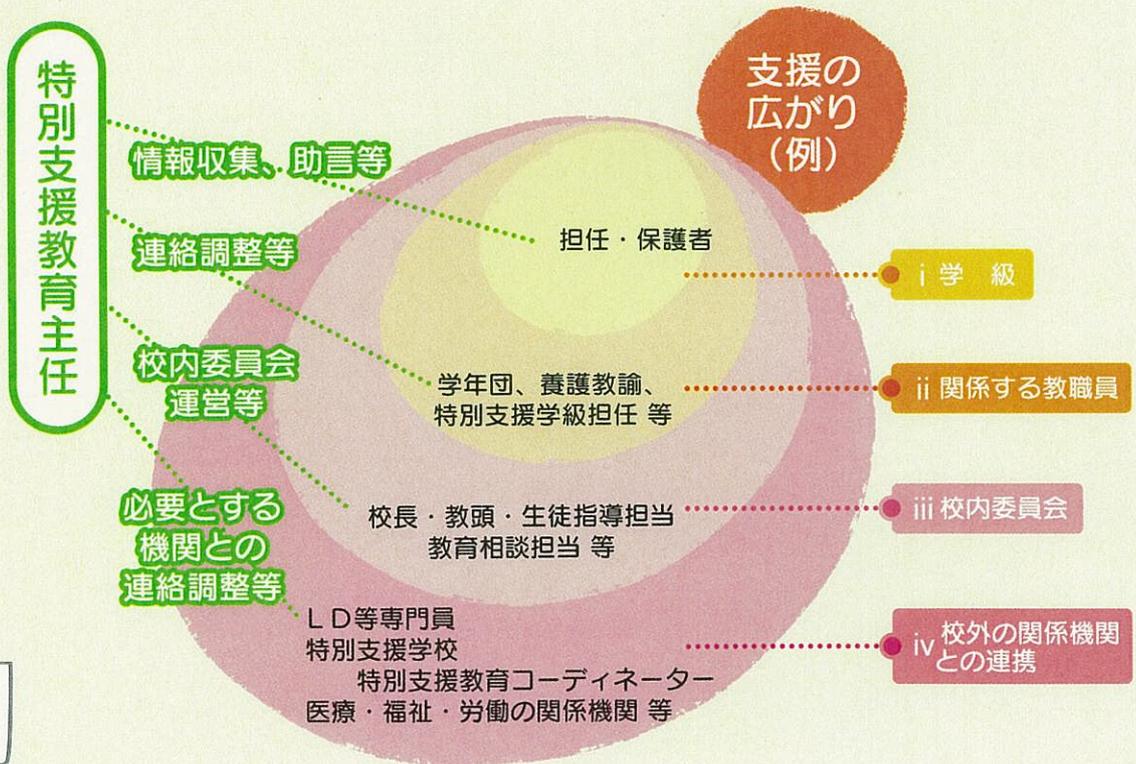
- 担任からの相談に応じ、支援の必要な児童生徒の情報収集を行います。
- 具体的支援（いつ、だれが、どこで支援するのか）等の報告を受け、関係職員への連絡調整や具体的支援の協力を進めます。
- 校内委員会の運営をします。
- 必要とする校外の関係機関との連絡調整を図ります。

連携による支援を進めましょう

各学校では、児童生徒のニーズに応じ、校内支援チームでの支援や校外の関係機関と連携した支援を行います。

まずは、校内で連携して支援しましょう

- ★支援の基本は担任です。
保護者と気づきや手立てを共有しながら支援を進めていきましょう。
- ★必要があれば他の教職員と連携（支援チームを組織）して支援にあたりましょう。
- ★支援チームの構成員は、児童生徒の実態、学校の実情に応じて決めましょう。
- ★段階をおった支援ではなく、児童生徒の実態に応じた支援を進めましょう。



校内の支援だけでは解決しない場合は…
校外の関係機関と連携をしましょう



支援にあたっては、目標を明確にしましょう

支援チームでは、目標・課題の共通理解を図り、より確かで効果的な具体的支援を検討し、実践することが大切です。

● 実態把握 ●

実態を把握して共通理解を図ります。

- 興味・関心のあること、できていること、できそうなこと
- 困っていること、課題となること

● 目標の設定 ●

担任や児童生徒にもわかりやすい目標にします。

● 支援の検討 ●

具体的な支援の方法について検討します。(指導の方法、内容等)

- 今取り組むことと、後で取り組めばよいこと

● 計画に基づいた具体的な支援 ●

具体的で確かめやすい取組を進めます。

● 支援の評価と見直し ●

取組を見直して、次の支援に生かします。



留意点 2

困っているのはだれ？

どの障害かを判断することが、先決ではありません。まずは、児童生徒自身が困っていることを理解しましょう。

努力不足？

本人の努力にもかかわらず、障害があるために特定の能力が十分に発揮されていないことを理解しましょう。そのうえで、望ましい行動を認め、本人の意欲や自信を高めていきましょう。

LD、ADHD、 高機能自閉症等とは

学級にこのような児童生徒がいませんか？

- 個別に言われると聞きとれるが、集団場面では難しい。
- 限られた量の作文や決まったパターンの文章しか書けない。
- 課題や遊びの活動で集中し続けることが難しい。
- じっとしていない又は何かに駆り立てられるように活動する。
- 質問が終わらないうちに出し抜けて答えてしまう。
- 友人関係をうまく築けない。
- 含みのある言葉の本当の意味がわからず、表面的に言葉通りに受けとめてしまうことがある。
- 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる。

このような児童生徒の中には、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等(「等」はアスペルガー症候群を含む)の児童生徒がいると言われています。

LDとは？

- 基本的には、全般的な知的発達の遅れはありません。
- 聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさします。
- 視覚障害・聴覚障害・知的障害・情緒障害などの障害や環境的な要因(育て方やしつけなど)が直接の原因となるものではありません。

ADHDとは？

- 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害です。
- 社会的な活動や学習活動に支障がでます。
- 行動の特徴は7歳以前に現れ、その状態が継続します。

高機能自閉症とアスペルガー症候群とは？

- 「他人との社会的関係の形成の困難さ」「ことばの発達の遅れ」「興味や関心が狭く特定のものへのこだわり」を特徴とする自閉症のうち知的発達の遅れがないものを高機能自閉症といいます。
- 自閉症の範囲で知的発達に遅れがなく、幼児期にことばの発達の遅れはないものの、言葉の意味の理解やコミュニケーションが苦手で、社会性に困難があるものをアスペルガー症候群といいます。

支援の具体例

LD

- 何が得意か、できるようにするために、児童生徒にあった手立てを工夫しましょう
- 得意なことを生かして
- 説明や提示の工夫を
- スモールステップで
- 教材の具体化を
- ゆっくりとていねいに
- 励みになる評価を

ADHD

- 冷静に根気強く、一貫性のある対応をしましょう
- よいところを見つけてたくさんほめる
- 行動の見通しがもてる工夫を(具体的な目標や行動の提示)
- 環境の整備(刺激の少ない机の配置等)

高機能自閉症とアスペルガー症候群

- 環境を調整し、情緒の安定を図りましょう
- 見通しが持てるように
 - ・予定や手順は具体的に
 - ・変更がある場合は予告を
- ルールや指示は短い言葉で明確に
- 肯定的に接して
- 視覚的手がかりの活用を

Q & A

Q 特別支援教育の対象となるのはどのような児童生徒ですか？

A 特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導教室で指導を受けている児童生徒に加えて、小学校・中学校・高等学校に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害がある（と思われる）ため特別な教育的支援を必要とする児童生徒です。

Q 校内支援体制が必要なのはなぜですか？

A 児童生徒の抱える課題の多様化に対し、担任一人に解決を求めるには限界があります。担任一人で課題の解決にあたるのではなく、学校全体で児童生徒を支援する視点が必要で、学年や担任が替わっても継続した支援が図られるようにするためです。

Q 校内委員会は新たに設置するのですか？

A 新たに設置する場合と既存の生活指導部や教育相談部などの機能をいかしていく場合があります。実態に応じて、工夫した組織を設置することが大切です。



Q 校内委員会のメンバーは、どのような教職員ですか？

A 管理職、特別支援教育主任をはじめ関係する職員（担任、学年主任、教務主任、進路担当者、生徒指導担当者、教育相談担当者、養護教諭、人権教育担当者、部活動顧問等）からケースに応じてメンバーを選び編成します。

Q 校内研修を進めるときや校内委員会で解決できないときはどうしたらよいですか？

A LD等専門員、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等に相談してください。相談、助言、個人検査等を含め、必要に応じてさらに他機関との連携を図りながら課題解決を進めていきます。研修会や事例検討会、校内委員会にも講師や助言者として参加します。

Q 特別支援教育主任の役割が大切なのはなぜですか？

A 校内支援で大切なことは校内委員会が機能するということです。特別支援教育主任が中心となって校内委員会を運営していくことにより、特別な教育的支援の必要な児童生徒への気づきや支援を学校全体で進めることができます。

関係機関との連携

児童生徒の実態に応じたよりよい支援を進めるために、早めに連携を進めましょう。
関係機関との連携を図る際には、期待する教育的支援を校内でしっかりと検討すること、
保護者と連携を図ることが大切です。

* LD等専門員

- 鳥取県教育センター ☎(0857-28-9882)
- 東 部 教 育 局 ☎(090-5373-6538)
- 中 部 教 育 局 ☎(0858-23-9250)
- 西 部 教 育 局 ☎(0859-31-5093)

気になる児童生徒についての相談・支援

- LD、ADHD、高機能自閉症等や気になる児童生徒に関する対応や指導・支援の相談
- 校内支援体制整備への指導助言

* 特別支援学校

- 鳥取県立鳥取盲学校 ☎(0857-23-5441)
- 鳥取県立鳥取聾学校 ☎(0857-23-2031)
- 鳥取県立鳥取養護学校 ☎(0857-26-3601)
- 鳥取県立白兔養護学校 ☎(0857-59-0585)
- 鳥取大学附属特別支援学校
☎(0857-28-6340)
- 鳥取県立倉吉養護学校 ☎(0858-28-3500)
- 鳥取県立皆生養護学校 ☎(0859-22-6571)
- 鳥取県立米子養護学校 ☎(0859-27-3411)
- 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
☎(0859-23-2810)
- 米子市立米子養護学校 ☎(0859-33-4775)

地域における特別支援教育 についての相談・支援

- 障害種に応じた相談・指導

* 医療機関

- 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター
☎(0857-59-1111)
- 鳥取県立中央病院 ☎(0857-26-2271)
- 鳥取県立厚生病院 ☎(0858-22-8181)
- 鳥取大学医学部附属病院(脳神経小児科外来)
☎(0859-38-6772)
- 鳥取県立総合療育センター
☎(0859-38-2155)

* 福祉機関

- 精神保健福祉センター ☎(0857-21-3031)
- 福祉相談センター(中央児童相談所)
☎(0857-23-1031)
- 倉吉児童相談所 ☎(0858-23-1141)
- 米子児童相談所 ☎(0859-33-1471)
- 鳥取県立鳥取療育園 ☎(0857-29-8889)
- 鳥取市立若草学園 ☎(0857-28-1233)
- 鳥取県立皆成学園 ☎(0858-22-7188)
- 鳥取県立中部療育園 ☎(0858-22-7191)
- 鳥取県立自閉症・発達障害支援センター「エール」
☎(0858-22-7208)
- 米子市立あかしや ☎(0859-29-2585)
- 境港市児童発達相談センター陽なた
☎(0859-45-2005)

* 労働機関

- 鳥取障害者職業センター
☎(0857-22-0260)
- 障害者就業・生活支援センターしらはま
☎(0857-59-6036)
- 障害者就業・生活支援センターくらし
☎(0858-23-8448)
- 障害者就業・生活支援センターしゅーと
☎(0859-37-2140)



鳥取県教育委員会事務局特別支援教育室
<http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>

鳥取県教育センター
<http://www.torikyo.ed.jp/kyouiku-c/>

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/index.htm